

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>付 則</p> <p>1~5 省略 (号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 21 年三田市条例第 39 号)の施行の日において次の各号に掲げる職員以外の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員にあっては当該給料月額に 100 分の 99.18 を、医療職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては当該給料月額に 100 分の 99.67 をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市長が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(付則第 26 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1 号給から 60 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 28 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 20 号給まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 以下省略</p>	職務の級	号給	1 級	1 号給から 60 号給まで	2 級	1 号給から 28 号給まで	3 級	1 号給から 20 号給まで	<p>付 則</p> <p>1~5 省略 (号給の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 21 年三田市条例第 39 号)の施行の日において次の各号に掲げる職員以外の職員のうち、行政職給料表の適用を受ける職員にあっては当該給料月額に 100 分の 99.18 を、医療職給料表(2)の適用を受ける職員にあっては当該給料月額に 100 分の 99.67 をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(市長が定める職員を除く。)には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(付則第 26 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>1 号給から 60 号給まで</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>1 号給から 28 号給まで</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>1 号給から 20 号給まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 以下省略</p>	職務の級	号給	1 級	1 号給から 60 号給まで	2 級	1 号給から 28 号給まで	3 級	1 号給から 20 号給まで
職務の級	号給																
1 級	1 号給から 60 号給まで																
2 級	1 号給から 28 号給まで																
3 級	1 号給から 20 号給まで																
職務の級	号給																
1 級	1 号給から 60 号給まで																
2 級	1 号給から 28 号給まで																
3 級	1 号給から 20 号給まで																